



2022年7月15日

各 位

会 社 名 株式会社パシフィックネット
代表者名 代表取締役社長 上田 満弘
(コード番号 3021 東証スタンダード)
問合せ先 取締役副社長 大江 正巳
(電話番号 03-5730-1442)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は2022年7月15日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年8月30日開催予定の第34回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年法律第70号)により、場所の定めのない株主総会(いわゆるバーチャルオンリー株主総会)の開催が認められました。

当社といたしましては、感染症や自然災害を含む大規模災害や、社会全体のデジタル化の進展等も念頭に、選択可能な株主総会の開催方式を拡充し柔軟な対応を可能とすることが株主の皆さまの利益に資すると考え、場所の定めのない株主総会を開催できるよう、現行定款第11条第2項の追加をお願いするものであります。

株主総会は株主の皆さまと当社との対話を促進できる貴重な機会と捉えていることから、株主総会の開催方法の決定にあたっては、開催の都度、株主の皆さまの権利を最優先とし、感染症や大規模災害等を踏まえた社会的な情勢を踏まえ、取締役会の決議により慎重に決定いたします。

- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されます。これに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨の規定及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を新設し、株

主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定を削除するものであります。

(3) 上記変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるとともに、附則を整備するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

- ・ 定款変更のための株主総会開催日 2022年8月30日(予定)
- ・ 定款変更の効力発生日 2022年8月30日(予定)

以上

(別紙)

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
<p>第 11 条 (株主総会の招集)</p> <p>当会社の定時株主総会は、毎年 8 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p style="text-align: center;"><新設></p>	<p>第 11 条 (株主総会の招集)</p> <p>当会社の定時株主総会は、毎年 8 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p><u>2 当会社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p>
<p><u>第 14 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>当会社は、<u>株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><新設></p>	<p style="text-align: center;"><削除></p> <p><u>第 14 条 (電子提供措置等)</u></p> <p>当会社は、<u>株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p><u>附則 当会社の株券喪失登録簿の作成及び備置き、その他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p> <p style="text-align: center;"><新設></p>	<p style="text-align: center;"><削除></p> <p>附則 第 1 条 <u>定款第 11 条 (株主総会の招集) 第 2 項の追加は、産業競争力強化法等の一部を改正する</u></p>

等の法律(令和3年法律第70号)の定めにより、当社が実施する場所の定めのない株主総会が、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた日を効力発生日とし、本条は、効力発生日経過後、これを削除するものとする。

第2条

変更前定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更後定款第14条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日から効力を生じるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。

3 本条は、2023年3月1日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除するものとする。